

国民年金保険料の納付が困難な方には

保険料免除制度および若年者納付猶予制度があります

7月から 平成 25 年度（7月～平成 26 年6月分）の申請受付開始

●問合先 日本年金機構 土浦年金事務所 ☎029-824-7121（資格・納付・免除に関すること）
市役所国保年金課 年金G 内線105、106

保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きにより日本年金機構で前年（または前々年）所得の審査・承認を受けることで、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。保険料を未納のまま放置すると、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金を受けられない場合がありますので、申請は早めに手続きしてください。学生の方で保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。なお、所得によって、免除や猶予が受けられない場合があります。

《 保険料免除制度 》

所得に応じて、「全額免除」と保険料の一部が免除される「4分の1納付（4分の3免除）」「半額納付（半額免除）」「4分の3納付（4分の1免除）」の4段階の免除制度があります。

◇所得基準 申請者本人と配偶者、世帯主の前年所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること

・全額免除

（扶養親族等の数+1）× 35 万円+ 22 万円

※例：単身世帯の場合 57 万円まで

・4分の1納付

78 万円+扶養親族等控除額+社会保険料等控除額

・半額納付

118 万円+扶養親族等控除額+社会保険料等控除額

・4分の3納付

158 万円+扶養親族等控除額+社会保険料等控除額

◇一部納付額（平成 25 年度）と年金額

申請手続き後、承認を受けると、保険料の全額または一部を納付し、残りの保険料が免除されます。

・全額免除 保険料全額（15,040 円）免除

→ 年金額は 1 / 2（平成 21 年 3 月までは 1 / 3）

・4分の1納付 保険料額 3,760 円

→ 年金額は 5 / 8（平成 21 年 3 月までは 1 / 2）

・半額納付 保険料額 7,520 円

→ 年金額は 3 / 4（平成 21 年 3 月までは 2 / 3）

・4分の3納付 保険料額 11,280 円

→ 年金額は 7 / 8（平成 21 年 3 月までは 5 / 6）

《注意》一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除は無効となり未納扱いとなります。

《 若年者納付猶予制度 》

30 歳未満の方で世帯主の所得にかかわらず、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予され、後払いができる制度です。

◇所得基準 申請者本人と配偶者の前年所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること

（扶養親族等の数+1）× 35 万円+ 22 万円

●申請方法

申請は原則として毎年必要です。免除等のサイクルは、7月から翌年6月までです。毎年7月から翌年7月までに申請してください。

○申請手続きに必要なもの

- ・年金手帳、認め印（本人署名の場合不要）
 - ・平成 25 年 1 月 1 日以降に転入した方は「平成 25 年度（平成 24 年分）課税証明書または非課税証明書」（1 月 1 日現在の住所地で取得）
 - ・退職（失業）し、特例により申請をする場合は「雇用保険被保険者離職票（写）」「雇用保険受給資格者証（写）」。
- 公務員であった方の場合「退職辞令」（平成 26 年 3 月までに特例免除を申請する場合は該当する退職日が平成 24 年 3 月 31 日以降）

○免除・納付猶予申請の結果通知

手続きを行うと、審査後約 2～3 か月で承認・却下の結果通知（はがき）が年金事務所から届きますので、ご確認ください。納付書は結果が届くまで保管してください。

○継続申請（全額免除・納付猶予のみ）

申請時に継続審査を希望して承認されると、翌年は自動的に審査されます。失業（退職）により特例免除で承認された方や一部納付を承認された方は毎年申請が必要です。

○平成 24 年度（平成 24 年 7 月～平成 25 年 6 月分）の保険料免除・納付猶予

まだ申請していない方は、7 月 31 日（水）が申請期限となりますので、ご相談ください。

◎保険料の追納をお勧めします！

保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間があると、全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。10 年以内であれば古い順からさかのぼって納付する「追納」ができます。ただし、承認期間の翌年度から起算して 3 年度目以降は加算金が増加されますので、早めの追納をおすすめします。

毎年、所得の申告は忘れずに !! 免除の審査は前年所得が基準です。扶養に入っている方の申告は不要ですが、申請者本人、配偶者、世帯主の方は所得がなくても必ず所得の申告をしてください。